

覚 書

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）（以下「生活保護法等」という。）による指定施術機関が両法に基づいて患者の施術を行うについて、佐世保市（以下「甲」という。）と指定施術機関に所属するはり・きゅう師_____（以下「乙」という。）との間に、次のとおり覚書を締結する。

第1条 乙は、生活保護法による指定医療機関医療担当規程（昭和23年8月23日厚生省告示第222号）第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか、本覚書によるものとする。

第2条 この協定によって行う施術の範囲は、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書に基づいて行われる神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患に対する必要最小限度の施術とする。

第3条 施術料は生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知）第3の7の（3）のイの（ウ）のはり師及びきゅう師の施術料金の算定方法（別紙第4号の4）のとおりとする。

第4条 乙は、この覚書による施術に関する施術録をその他の施術録と区別して作成し、必要な事項を記載したうえで、これを完結の日から5年間保存しなければならない。

第5条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、又は甲の職員に、乙について、実際にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第6条 甲は、乙がこの覚書による義務を履行せず、施術等について著しい支障をきたし、又はきたすおそれがあると認めるときは、いつでもこの覚書を解除することができるものとする。

第7条 甲は、長崎県警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この覚書を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は覚書を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな

どしているときと認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。

ヘ 下請契約又はその他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したときと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該覚書の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第8条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から 年 月 日までとする。

第9条 この覚書の終了1箇月前までに覚書当事者いずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌月において向う1箇年覚書を更新したものとみなす。

第10条 この覚書の締結後、乙の所属する指定施術機関が指定の廃止若しくは辞退をしたとき、甲が乙の所属する指定施術機関の取り消しをしたとき、又は乙が所属する指定施術機関を辞したときは、前条の規定にかかわらず、廃止日、辞退日、取消日又は辞職日の翌日をもって、この覚書は失効するものとする。

第11条 この覚書の締結後、生活保護法等の改正によりこの覚書の内容に変更等が生じた場合は、第9条の規定にかかわらず、甲から乙へ通知の上、覚書の変更を行うか、又は甲乙間において改正後の内容における新たな覚書（以下「新覚書」という。）を締結し、新覚書の締結日の前日をもってこの覚書を失効させるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 佐世保市八幡町1番10号
代表者 佐世保市長

乙 指定施術機関
住所

名称

はり・きゅう師
住所

氏名

印

記入例

覚 書

施術者の氏名

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）（以下「生活保護法等」という。）による指定施術機関が両法に基づいて患者の施術を行うについて、佐世保市（以下「甲」という。）と指定施術機関に所属するはり・きゅう師 高砂 一子（以下「乙」という。）との間に、次のとおり覚書を締結する。

第1条 乙は、生活保護法による指定医療機関医療担当規程（昭和23年8月23日厚生省告示第222号）第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか、本覚書によるものとする。

第2条 この協定によって行う施術の範囲は、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書に基づいて行われる神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患に対する必要最小限度の施術とする。

第3条 施術料は生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知）第3の7の（3）のイの（ウ）のはり師及びきゅう師の施術料金の算定方法（別紙第4号の4）のとおりとする。

第4条 乙は、この覚書による施術に関する施術録をその他の施術録と区別して作成し、必要な事項を記載したうえで、これを完結の日から5年間保存しなければならない。

第5条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、又は甲の職員に、乙について、実際にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第6条 甲は、乙がこの覚書による義務を履行せず、施術等について著しい支障をきたし、又はきたすおそれがあると認めるときは、いつでもこの覚書を解除することができるものとする。

第7条 甲は、長崎県警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この覚書を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は覚書を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな

どしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又はその他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

空欄

第8条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から 年 月 日までとする。

第9条 この覚書の終了1箇月前までに覚書当事者いずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌月において向う1箇年覚書を更新したものとみなす。

第10条 この覚書の締結後、乙の所属する指定施術機関が指定の廃止若しくは辞退をしたとき、甲が乙の所属する指定施術機関の取り消しをしたとき、又は乙が所属する指定施術機関を辞したときは、前条の規定にかかわらず、廃止日、辞退日、取消日又は辞職日の翌日をもって、この覚書は失効するものとする。

第11条 この覚書の締結後、生活保護法等の改正によりこの覚書の内容に変更等が生じた場合は、第9条の規定にかかわらず、甲から乙へ通知の上、覚書の変更を行うか、又は甲乙間において改正後の内容における新たな覚書（以下「新覚書」という。）を締結し、新覚書の締結日の前日をもってこの覚書を失効させるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

空欄

年 月 日

甲 佐世保市八幡町1番10号
代表者 佐世保市長

施術機関の住所、
名称を記入して
ください。

乙 指定施術機関
住所 佐世保市高砂町5-1
名称 すこやかプラザ鍼灸院

施術機関の住所、
名称を記入して
ください。

はり・きゅう師
住所 佐世保市〇〇町〇〇番〇〇号
氏名 高砂 一子

個人印